

農産物検査における検査基準について

● 水稻うるち玄米及び水稻もち玄米の品位

	最低限度		最高限度							
	整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒・死米・着色粒・異種穀粒及び異物						
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒			異物 (%)
もみ (%)	麦 (%)	もみ及び麦 を除いたもの (%)								
1等	70	1等標準品	15	15	7	0.1	0.3	0.1	0.3	0.2
2等	60	2等標準品	15	20	10	0.3	0.5	0.3	0.5	0.4
3等	45	3等標準品	15	30	20	0.7	1.0	0.7	1.0	0.6

注1 規格外－1等から3等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であって、異種穀粒及び異物を50%以上混入してないもの。

附

1. 玄米の水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に1.0%を加算したものとする。
2. もち玄米には、その種類以外の玄米が1等のものにあつては1%、2等のものにあつては2%、3等のものにあつては3%を超えて混入してはならない。
3. 玄米には、異物として土砂（これに類するものとして農林水産省政策統括官が定めるものを含む。）が混入してはならない。
農林水産省政策統括官が定めるもの、石、ガラス片、金属編及びプラスチック片